

小田原市監査委員公表第11号

令和元年12月26日

小田原市監査委員 岡本重治

小田原市監査委員 数馬勝

小田原市監査委員 鈴木美伸

監査結果に基づき市長が講じた措置の公表

令和元年6月27日付け監査第13号の監査結果に基づき市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法第199条第12項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

No.	指摘等の内容	措置状況
1	<p>概算払による補助金について、会計年度独立の原則に反し、支出負担行為をした年度内に、補助事業の成果が補助金の交付決定内容及び条件に適合するかの調査を行わず、額の確定を行っていなかった。</p> <p>(子育て政策課)</p>	<p>会計年度独立の原則に従い、年度内に補助事業の実績内容について審査を行い、額の確定を行えるよう、12月9日付けにて、令和2年4月1日から施行の補助金交付要綱について、実績報告書の提出期限に係る事項についての改正を行った。</p> <p>令和2年度より、改正後の補助金交付要綱に基づき、年度内に実績報告書を提出するよう事業者へ通知し、実績内容についての審査、額の確定を行う。</p>
2	<p>概算払による補助金について、補助金交付要綱における実績報告提出日が年度内に額の確定が可能なように定められていなかった。</p> <p>(子育て政策課)</p>	<p>令和2年度より、会計年度独立の原則に従い、年度内に額の確定を行えるよう、12月9日付けで、補助金交付要綱の実績報告書の提出期限に係る事項について改正を行った。</p>